

■緑地とは

緑地とは、裸地であり、地上部において他の土地利用がない、既存樹木が植わっていたり、必要な植栽を行える土地のことをいいます。

バルコニーや軒下等雨露が当たらず、樹木の成長空間を確保できない部分、駐車スペース、アプローチ、舗装部分等植栽のできないところは、緑地面積に算入できません。人工地盤上においても、60センチ以上の土厚を確保した場合は、緑地面積に算入することができます。

■緑地率とは

植栽等の措置が行われた土地の面積（緑地面積）の敷地面積に対する割合をいいます。

$$\text{緑地面積} \div \text{敷地面積} \times 100 = \text{緑地率}$$

